

(別添)

## アフターケア通院費支給要綱の一部を改正する件（案）について

平成25年2月4日  
厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課

### I. 改正の趣旨

アフターケア通院費の申請書等の様式は、「アフターケアの通院に要する費用の支給について」（平成9年8月26日付け基発第596号）の別添「アフターケア通院費支給要綱」によって定められている。

今般、アフターケア通院費のゆうちょ銀行への振込が行えることになったため、所要の改正を行う。

### II. 改正の内容

ゆうちょ銀行への振込指定をした場合の振込口座の記載方法を追記するもの（詳細は新様式を参照）。

※なお、施行の時点で現に存在する旧様式については、当分の間、取り繕って使用して差支えないこととする。

### III. 根拠法令の条項

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第1号

### IV. 施行期日等

平成25年3月上旬（予定）